# 障がい者等用駐車スペース適正利用の取組事例 〜駐車場を設置・管理する事業者の方へ〜

障がい者等用駐車スペースに必要のない方が駐車しているため、障がいのある方などが駐車できない問題が発生しており、モラルやマナーの向上のほか、必要としている方が利用しやすい環境を整備することが求められています。

駐車場を設置・管理されている方が、適正利用に向けた取組を実施する際の参考となる取組事例を紹介します。

## 路面を目立つ色で塗装、対象者を明示した看板の設置等

一般スペースとの違いが明確になるよう、青色で全面塗装したうえで、障がいのある方が利用 できることを示す国際シンボルマークを塗装により表示します。

冬期間は、積雪で路面が見えなくなるため、立て看板等で利用できる対象者を表示します。 施設管理者の連絡先を表示するなど、注意喚起を表示した立て看板等を設置します。

## 整備例

対象者を立て看板で表示



「障がい者のための国際シンボルマーク」



障がいをもつ人々が利用できる建築物や 施設であることを示す世界共通のマーク

- 路面を青色塗装
- 国際シンボルマークを表示

#### 対象者の表示例





## 注意喚起の表示例

お客様へのお願い
この駐車場スペースは
「車いす」ステッカー
比付車両及び「駐車 禁止除外指定車標業 (薄かい者・要が注車可能な 専用スペースとさせて いただきます。 上記の表示がなされ いない車両の駐車は固く お断りいたします。

施設管理者の連絡先を 表示していただくこと も不適正利用の抑止に 効果的です。

管理者連絡先 〇〇〇一〇〇〇〇

## 車いすを使用しない障がい者等の駐車スペース

車いすを使用しない障がいのある方、高齢者、妊産婦等の利用によって、広い駐車幅(3.5m以上)が必要な車いす使用者が利用しにくくなることがあります。

車いすを使用しない障がい者等のため、通常幅(2.5m程度)の駐車スペースを施設の出入口付近に設置します。

新たに広い駐車幅のスペースを確保するためには、一般スペースの白線の引き直しなど、駐車場全体の区画を変更する必要がありますが、この方法では事業者の負担が少なく整備することが可能です。

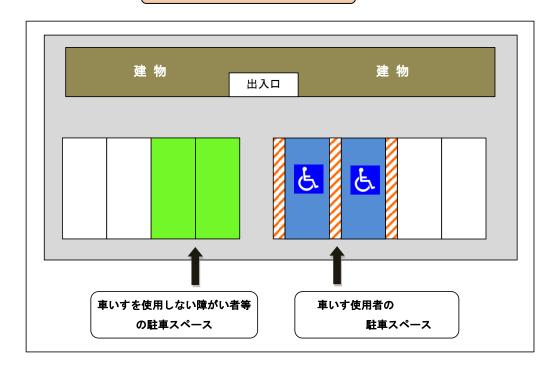
#### 対象者の表示







## 駐車場の整備イメージ



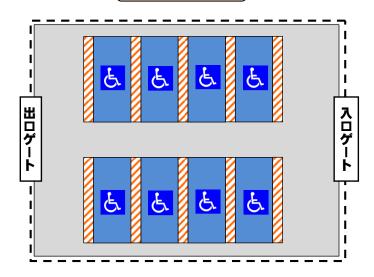
# ゲート式による専用駐車スペースの設置

出入口のゲートとカラーコーン等で専用駐車スペースを設置します。

入口ゲート前に設置したインターホンで警備員に連絡するとゲートが開き、入庫することができます。出口のインターホンで警備員に連絡するとゲートが開き、出庫することができます。

インターホンの代わりにあらかじめ登録した利用者にリモコンを貸与し、リモコンによりゲートを開閉することも可能です

## 整備イメージ図



入口ゲート



駐車スペース



入口インターホン



出ロゲート



## 警備員や誘導員による案内・巡回

警備員等が駐車場を巡回し、利用者を障がい者等用駐車スペースに誘導するとともに、不適正な利用を見かけた場合は、注意や指導を行います。

# 警告文書による注意喚起

施設管理者が、必要のない方の利用を控える旨の記載した文書を、駐車している車のワイパー に挟みます。

運転手に対して、注意喚起を直接働きかけることができるので効果的な取組です。

## 【警告文書の例】

このスペースは、身体の不自由な方の専用の駐車 スペースです。

適正利用者であることを、証明できるものを掲示 願います。

車ナンバー 〇〇〇〇

※ 冬期間や雨の日は、文書が凍ることや濡れることがあり、車を傷つけたり 汚すおそれがあるので注意が必要です。 例は参考ですので、適宜修正して使用してください。

## 館内放送・ポスター等による啓発

適正利用を促す館内放送やポスターの掲示を行います。

放送は、来客者の多い土曜日や日曜日に複数回行うと効果的です。

ポスターは、道が作成したものがありますので、掲示を希望される方は、ご連絡をいただければ配付いたします。

※ この他、各事業者で実施している適正利用の取組のうち効果的なものがあれば、ご連絡く ださい。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係

TEL: 011-231-4111 (内線 25-613)

FAX: 011-232-4070

E-mail: hofuku. fukushil@pref. hokkaido. lg. jp